



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 アバールデータ
代表者名 代表取締役社長 嶋 村 清
(JASDAQ コード番号 6 9 1 8)
問合せ先 総務部 佐々木 大関 拓夫
T E L 0 4 2 - 7 3 2 - 1 0 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 47 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社株式の株式市場での流動性の向上および投資家層の拡大を図るため、平成 18 年 9 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。
これに伴い、現行定款第 7 条について所要の変更を行うものであります。
なお、単元株式数の変更時期を明確にするため、効力発生日を附則に定め、適用期日経過後は、これを定款より削除することといたします。
- (2) 当社ではかねてより経営環境の変化に迅速に対応した意思決定を行うため、定款に定めた取締役の定員よりも少ない員数で取締役会を運営してまいりました。
この経営姿勢を明確にし、引き続き経営の効率化を推進するため、取締役の定員を 15 名以内から 8 名以内にするとし、現行定款第 16 条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めることとし、現行定款第 4 条について所要の変更を行うものであります。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、変更案第 10 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
株主総会の招集に際し、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とし、株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第 19 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
取締役会をより機動的・効率的に運営するため、変更案第 28 条（取締役会の決議方法）を新設するものであります。
取締役および監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を發揮することができるようにするとともに、社外取締役および社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、変更案第 31 条（取締役の責任免除）および第 41 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、変更案第 31 条に関する規定の新設につきましては、監査役的全員の一致による監査役会の同意を得ております。
上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (5) 上記変更に伴い、条数等につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(新設)</p> <p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、2,350万株とする。 <u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第6条(取締役会決議による自己株式の買受け) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4条(機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条(公告方法) <u>当社の公告方法は、電子公告とする。</u> <u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、2,350万株とする。</p> <p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条(単元未満株式についての権利) <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第8条（名義書換代理人） 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第9条（株式取扱規則） 当社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、<u>実質株主通知の受理その他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第10条（基準日） <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条（株主総会の招集） 当社の定時株主総会は、<u>毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に臨時これを招集する。</u></p>	<p>(1)<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2)<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3)<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第12条（株式取扱規則） 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条（株主総会の招集） 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 12 条 (株主総会の議長) 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。 2 取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会で定めた順位により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>第 13 条 (株主総会の決議要件) 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、<u>出席株主の議決権の過半数で行う。</u> 2 商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p> <p>第 14 条 (株主総会の議事録) 株主総会の議事録には、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印するものとする。</u></p> <p>第 15 条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 16 条 (取締役の員数) 当会社の取締役は <u>1 5 名以内とする。</u></p>	<p>第 14 条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u></p> <p>第 15 条 (招集権者および議長) 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 16 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2 <u>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>第 17 条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第 18 条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。 2 (現行どおり)</p> <p>第 19 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (員数) 当会社の取締役は <u>8 名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 17 条（取締役の選任方法）</p> <p>取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 （省略）</p> <p>第 18 条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 19 条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第 20 条（取締役会の招集通知）</p> <p>（省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 21 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により<u>取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役を各若干名を選任することができる。</u></p> <p>第 22 条（相談役及び顧問の委嘱）</p> <p>取締役会が<u>その決議をもって相談役及び顧問を置くことができる。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第 21 条（選任方法）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>第 22 条（任期）</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 26 条（相談役および顧問の委嘱）</p> <p>取締役会は、<u>その決議によって、相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>第 27 条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 23 条 (取締役会議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名捺印するものとする。</p> <p>第 24 条 (取締役の報酬) 取締役の報酬は株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 25 条 (監査役の員数) (省略)</p> <p>第 26 条 (監査役の選任方法) (新設) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>第 28 条 (取締役会の決議方法) <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 29 条 (取締役会の議事録) <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席取締役および出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 30 条 (報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 31 条 (取締役の責任免除) <u>当社は、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 32 条 (員数) (現行どおり)</p> <p>第 33 条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 27 条（<u>監査役の任期</u>） 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する 定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 28 条（<u>常勤監査役</u>） <u>監査役の互選により</u>、常勤監査役を定める。</p> <p>第 29 条（<u>監査役会規程</u>） 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか監 査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 30 条（<u>監査役会の招集通知</u>） （省略） （新設） （新設）</p> <p>第 31 条（<u>監査役会議事録</u>） 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果 を記載し、出席監査役がこれに記名捺印するものとする。</p> <p>第 32 条（<u>監査役の報酬</u>） 監査役の報酬は株主総会の決議によりこれを定める。 （新設）</p>	<p>第 34 条（<u>任期</u>） 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度 のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任され た監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時 までとする。</u></p> <p>第 35 条（<u>常勤の監査役</u>） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定す る。</u></p> <p>第 36 条（<u>監査役会規程</u>） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監 査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 37 条（<u>監査役会の招集通知</u>） （現行どおり） 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ない で監査役会を開催することができる。</p> <p>第 38 条（<u>監査役会の決議方法</u>） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除 き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 39 条（<u>監査役会の議事録</u>） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果 並びにその他法令に定める事項については、これを議事 録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印ま たは電子署名する。</p> <p>第 40 条（<u>報酬等</u>） 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によっ て定める。</p> <p>第 41 条（<u>監査役の責任免除</u>） <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会 法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失 がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める 限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条(営業年度及び決算期) 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし営業年度の末日をもって決算期とする。</p> <p>第34条(利益配当金の支払) 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを支払う。</p> <p>第35条(中間配当) 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>第36条(配当金の除斥期間) 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</p> <p><u>2 未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第42条(事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第43条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第44条(中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第45条(配当の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削除)</p> <p>附則 <u>第9条第1項(単元株式数および単元未満株券の不発行)の変更は、平成18年9月1日より効力を生ずる。</u> <u>なお、本附則は平成18年9月1日をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更案を付議する株主総会開催日 平成18年6月27日(火)
定款変更の効力発生日 平成18年6月27日(火)
定款変更案第7条第1項の効力発生日 平成18年9月1日(金)

以 上